徳島県環境影響評価条例及び規則の一部改正（案）の概要

1　改正の背景・趣旨

徳島県環境影響評価条例（以下「条例」という。）は、事業者自らが事業の実施前に環境保全のための検討をし、より良い事業計画を作成する手続を定めている。

今般、環境影響評価法（以下「法」という。）及びその施行令の改正に伴い、条例及びその規則について所要の改正を行う。

2　主な改正内容

（１）太陽光発電事業における条例対象規模の引き下げ

太陽光発電事業の法対象規模が引き下げられたことから、条例においても対象規模の引き下げを行う。

【現　行】

	法		条例	
	第１種事業	第２種事業	第１種事業	第２種事業
対象規模	出力４万kW以上	３万～４万kW	３万kW以上	２万～３万kW

【改正後】

	第１種事業	第２種事業	第１種事業	第２種事業
対象規模	出力２万kW以上	１万５千～２万kW	１万５千kW以上	１万～１万５千kW

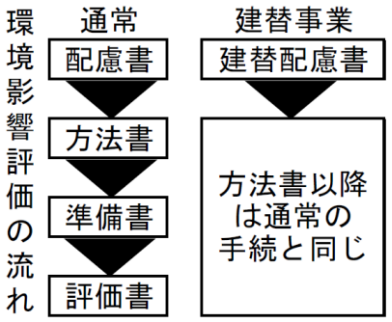
注）第１種事業：環境影響評価必須　第２種事業：要否は個別判断

規則別表第１　５の項(11)(12)　改正

（２）建替事業に係る環境影響評価手続の見直し

建替事業の配慮書手続について、従前の事業で得た情報を活用した「建替配慮書」を作成するものとし、手続の合理化を図る。

条例及び規則　新設



（３）手続書類の継続公開

環境影響評価手続において作成した書類の公開期間は約１か月であるが、知事が事業者の同意を得た上で、３０年間継続公開できる仕組みを設ける。

条例及び規則　新設

（４）その他（再エネ海域利用法※関連）

再エネ海域利用法の改正により、国が事前に「海洋環境等調査」を実施するため、対象事業における「配慮書」及び「方法書」手続を適用除外とする。

また、環境省が作成する「海洋環境等調査方法書」に対する知事意見を述べるにあたり、新たに徳島県環境影響評価審査会への諮問事項として追加する。

※ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

条例及び規則　新設

３　施行日

令和９年４月１日より施行する。

所要の経過措置を講ずる。